

志木市国民健康保険特定健康診査・がん検診受診勧奨業務委託  
業者選定実施要領

## 1. 目的

この要領は、志木市国民健康保険特定健康診査・がん検診受診勧奨業務の実施にあたり、価格や企画力など提案による公募型プロポーザル方式で委託業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

### (1) 事業名

志木市国民健康保険特定健康診査・がん検診受診勧奨業務委託

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和11年6月30日まで

### (4) 履行期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

## 3. 提案上限額及び留意点

### (1) 提案上限額（3年間総額）

47,071,200円（消費税及び地方消費税を含む）

### (2) 留意点

提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、プロポーザル内容の規模を示すためのものである。

## 4. 参加資格要件

次に挙げる条件を全て満たしている業者であることとする。

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 公告の日から参加表明日までの間において、志木市の契約に係る指名停止等の措置に関する規則（平成20年規則第21号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

### (3) 直近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなす）。

### (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (5) 志木市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条（1）若しくは（2）に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (7) 令和2年度以降に類似の受診勧奨業務の受託実績があること。
- (8) ISO/IEC27001、ISO/IEC27017 及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得していること。

## 5. 参加提出書類及び提出期限

### (1) 参加提出書類

ア 参加申込書（様式1）	1部
イ 類似業務実績調書（様式2）	1部
ウ 国税・地方税の納税証明書（直近2年分）	1部

※ウについては、任意様式の提出を可とする。

### (2) 提出期限

令和8年2月16日（月）17時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参または郵送。なお、事故等による未着について、志木市では責任を負わない。

## 6. 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加申込書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定日までの間に、参加資格に関する要件を欠く事態が発生した場合は失格とする。

## 7. 参加資格審査結果通知書

上記、参加提出書類の審査を行い、当該審査を行った全業者に対し、電子メール及び文書にて令和8年2月18日（水）に通知する。この時点での審査結果は公表しない。

参加資格審査結果通知書において、参加資格ありとされた業者は、下記、企画提案を行うこと。

## 8. 提案提出書類及び提出期限

### (1) 提案提出書類

ア 企画提案申請書（様式4）	1部
イ 企画提案書・事業実施計画書	6部（正本1部、写し5部）
ウ 委託業務見積書（内訳書）	6部（ <u>          〃      </u> ）

※イ、ウについては任意様式の提出を可とする。ただし、ウについては、仕様書「3.

委託の内容」に示す業務の内訳を明記し、消費税及び地方消費税を含め記載すること。

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送。なお、事故等による未着について、志木市では責任を負わない。

## 9. 選定方法・選定結果

(1) 選定方法

志木市国民健康保険事業等業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類等の審査を行い、プレゼンテーションを受け、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を選定する。

審査基準は別表「評価基準表」を参照とし、評価項目別に評価を行う。全ての委員の評価点が60点以上の者のうち、最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、その際には、委員会において選定事務を行うか、競争性を担保するため再募集するかの判断を行い、選定事務を行う場合は、全ての審査員の各評価項目（No.1～No.15）の合計点が6割以上であることを選定基準とする。

(2) 委員

子ども・健康部長、健康政策課長、保険年金課長、健康増進センター所長、保険年金課副課長

(3) 選定結果の通知及び公表

結果通知については、当該審査を行った全業者に対し、文書にて1週間以内に通知する。また、選定結果は、市ホームページに参加者数、受託候補者名（受託候補者以外の事業者名は非公開）、評価点などの選定結果を公表する。

## 11. 全体スケジュール

(1) スケジュール

令和8年2月 3日（火）	公募（市ホームページで実施要領、仕様書等公表）
2月 9日（月）	質問の受付締め切り（17時まで）
12日（木）	質問への回答
2月16日（月）	参加申込書の締め切り（17時まで）
2月18日（水）	参加資格結果通知書
3月13日（金）	企画提案書等の提出締め切り（17時まで）
18日（水）	委員会
23日（月）	選定結果通知
31日（火）	契約

※スケジュールは変更となる可能性がある。

## (2) 委員会

ア 日 時 令和8年3月18日（水）13時30分から（予定）

集合時間は追って各業者へ通知する。

・説明時間 1者 20分（準備を含む）

・質疑応答 1者 15分程度

イ 集合場所 志木市役所健康政策課（志木市中宗岡1-1-1 2階6番窓口）  
職員が会場控室へ案内する。

## 12. 質疑・回答

質問は、下記のとおり受け付ける。

### (1) 受付期間

令和8年2月9日（月）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

質問書（様式3）を作成の上、担当課へ電子メールにより提出するものとする。

電話やFAXによる質問及び審査に関わる質問には応じない。

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答については、質問者を伏せた形式で、令和8年2月12日（木）に、  
市ホームページで公表する。

## 13. 問合せ先

志木市役所 子ども・健康部健康政策課 健（検）診・保健事業グループ

住 所：〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1-1-1

電 話：048-456-5370

F A X：048-474-4462

E-mail：[kenkou-seisaku@city.shiki.lg.jp](mailto:kenkou-seisaku@city.shiki.lg.jp)

担当者：菅谷

## 14. その他

（1）提出書類や委員会の参加に要する費用は、業者の負担とする。

（2）企画提案書の提出後は、提案書に記載された内容の変更、撤回は認めない。

（3）提出された書類に虚偽の記載をした者に対しては、資格停止の措置を行う場合がある。

（4）契約締結後であっても、本調達において談合その他不正行為の事実が判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（5）審査内容及び審査経過は公表しない。

（6）審査結果及び選定結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。

（7）志木市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害する

と認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。